

平成 27 年度

中部地方整備局コンプライアンス報告書

平成 28 年 4 月 中部地方整備局

平成 27 年度中部地方整備局コンプライアンス報告書

目 次

はじめに	…	3
1. 平成 27 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画の策定	…	4
2. 職員のコンプライアンス意識の醸成・堅持		
A. 取組の実施状況		
(1) 研修等を通じたコンプライアンス意識の醸成・堅持	…	4
(2) e-ラーニングによるコンプライアンス意識の向上	…	5
(3) セルフチェックシート等を活用したコンプライアンス意識の定着	…	5
(4) 出前講習（討議方式）によるコンプライアンス意識の浸透	…	6
(5) 講習会等（外部講師）によるコンプライアンスの理解促進	…	7
(6) コンプライアンスインストラクターの積極的な活用	…	7
(7) コンプライアンス不祥事情報等の提供	…	8
(8) パソコン画面へのコンプライアンスメッセージの表示	…	9
B. 検証（評価）	…	9
3. 意識の堅持に向けた取組		
A. 取組の実施状況		
(1) 公平かつ適正な事業者との応接	…	9
(2) 本局幹部職員による事務所職員とのコミュニケーションの拡充	…	10
(3) 副所長室の相部屋化等	…	10
B. 検証（評価）	…	10
4. 入札契約手続きに係る分離体制の確保、情報管理の徹底		
A. 取組の実施状況		
(1) 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保	…	11
(2) 情報管理の徹底	…	11
(3) 入札契約手続きの徹底	…	11
B. 検証（評価）	…	12
5. 再発防止策実施状況の把握及び情報公開		
A. 取組の実施状況		
(1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等	…	12
(2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開	…	12
B. 検証（評価）	…	13

6. 報告制度の周知・徹底	
A. 取組の実施状況	
(1) 不当な働きかけに対する報告の徹底	… 1 3
(2) コンプライアンス外部報告窓口の周知・徹底	… 1 3
B. 検証（評価）	… 1 4
7. ペナルティの強化	
A. 取組の実施状況	… 1 4
B. 検証（評価）	… 1 4
8. 再発防止対策の周知	
A. 取組の実施状況	… 1 4
B. 検証（評価）	… 1 5
9. 監査機能の充実	
A. 取組の実施状況	… 1 5
B. 検証（評価）	… 1 6
10. コンプライアンス推進体制	
A. 取組の実施状況	… 1 6
B. 検証（評価）	… 1 9
まとめ	… 1 9

はじめに

平成 24 年 10 月 17 日、高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し職員が談合行為に関与していたとして、国土交通省は公正取引委員会から 3 回目の改善措置要求を受け、国土交通省全体としての改善措置を要請されるに至った。

国土交通省はこの事態を深刻に受け止め、その実態解明と再発防止対策の検討を行うため、省内に「高知県内の入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」を設置し、平成 25 年 3 月 14 日付けの調査報告書で「再発防止対策」を取りまとめた。

中部地方整備局ではこの再発防止対策を踏まえ、毎年度「中部地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定し、その実施に努めてきた。

平成 27 年度においてもコンプライアンスの推進のための取組を内容とする平成 27 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画を策定し、引き続きその実施に努めてきたところである。

コンプライアンス推進計画の実施状況は、毎年度取りまとめて公表することとしており、本報告書は、平成 27 年度に中部地方整備局において推進計画に基づき実施した取組を取りまとめ、その取組における評価を付したものである。

*本報告書中、

二重線囲みの部分  は、平成 27 年度コンプライアンス推進計画
点線囲みの部分  は、取組の実施状況に対する自己評価である。

1. 平成 27 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画の策定

平成 27 年度の中部地方整備局コンプライアンス推進計画は、平成 27 年 3 月 4 日に開催された中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会に、平成 26 年度の推進計画実施状況報告と併せて提示し、同委員から意見等を伺い、平成 27 年 3 月 24 日に開催した中部地方整備局コンプライアンス推進本部会議において決定した。

本推進計画は、中部地方整備局ホームページで公表するとともに、コンプライアンス推進責任者（事務所長等）を通じて全職員に周知を行った。

2. 職員のコンプライアンス意識の醸成・堅持

A. 取組の実施状況

(1) 研修等を通じたコンプライアンス意識の醸成・堅持

中部地方整備局で実施する計画研修に、コンプライアンスに関するカリキュラムを効果的に採り入れて実施するとともに、適時、コンプライアンスミーティング、講習会、出前講習等を開催することにより、コンプライアンス意識の醸成・堅持を図る。

その際、コンプライアンスに係る違法性が希薄にならないよう、コンプライアンス不祥事事例等を活用する。

中部地方整備局で計画された研修のうち、12コース17講義で、コンプライアンスに関する研修を実施した。

平成 27 年度 コンプライアンス研修実績表

No.	研修実施日	研修コース名	種別	受講者数	主な講義内容
1	H27. 4. 2	初任職員	新規採用者	76 名	公務員倫理
2	H27. 4. 3				コンプライアンス全般
3	H27. 5. 26	経理実務	経理担当者	10 名	コンプライアンス全般
4	H27. 5. 28	入札契約制度	契約担当者	8 名	コンプライアンス全般
5	H27. 6. 1	用地事務(初級)	用地担当者	11 名	コンプライアンス全般
6	H27. 6. 15	新任係長 期	新任係長(事務・技術)	22 名	公務員倫理
7	H27. 6. 18				コンプライアンス全般
8	H27. 6. 29	土地収用	土地収用業務担当者	13 名	コンプライアンス全般
9	H27. 7. 14	新任係長 期	新任係長(事務・技術)	21 名	公務員倫理
10	H27. 7. 16				コンプライアンス全般
11	H27. 9. 16	用地事務(上級)	用地担当者	19 名	コンプライアンス全般
12	H27.10. 8	初任技術	新規採用者(半年経過)	49 名	コンプライアンス全般
13	H27.10.15	港湾技術基礎 (公共調達コース)	港湾関係技術職員	7 名	コンプライアンス全般
14	H27.10.19	管理職員 期	管理職昇任 2 年目	23 名	コンプライアンス全般
15	H27.11. 5	管理職員 期	管理職昇任 2 年目	22 名	コンプライアンス全般

16	H27.11.10	管理基礎 河川	河川管理担当者	18名	コンプライアンス全般
17	H27.11.16	初任事務	新規採用者(半年経過)	26名	コンプライアンス全般
コンプライアンス研修受講生 計				325名	

また、公正取引委員会による講習会を11回、適正業務管理官等による出前講習を12回、人事計画官等による出前講習を11回、あわせて36事務所全ての事務所(共同開催含む)で講習会を実施した。実施にあたっては、違法性の認識を高めるため高知県内の入札談合事案や民間の不祥事事例を活用して、事案の概要、関与行為の主な背景・要因、ペナルティ等についての講習を行い、意識の醸成を図った。



計画研修時の討議風景

コンプライアンスミーティングについては、3回実施し、第1回目は公務員倫理、第2回目は発注事務について適正業務管理官から統一テーマを階層別に付与するとともに、より活発な意見交換ができるよう管理職員層と係長等層に分けてミーティングを実施する等の工夫を行った。また、第3回目はそれらの実施結果を参考にして、本局各部・各事務所が主体的にミーティングを実施した。



コンプライアンスミーティング風景

(2) eラーニングによるコンプライアンス意識の向上

「発注者綱紀保持セルフチェックeラーニング」システムにおいて、発注事務担当者の身近で起こりうる問題等を題材とした設問を随時設けることにより、職員一人ひとりがeラーニングを通じて、コンプライアンスについて考え、意識する環境を整備する。

eラーニングを実施するにあたり、過去の設問や回答結果等を参考にして、発注事務担当者の身近で起こりうる問題等を題材とした設問を作成(基礎編10問、応用編10問)し、コンプライアンス意識の啓発が図られる環境の整備を行った。

(3) セルフチェックシート等を活用したコンプライアンス意識の定着

職員のコンプライアンス意識が定着するよう、発注者綱紀保持セルフチェックeラーニングを積極的に利用するよう周知・徹底するとともに、各部・各事務所に職場実態に応じたセルフチェックシートの作成・活用等を促し、それらの結果を踏まえた課題や対応等をテーマにコンプライアンスミーティング等を実施する。

年度当初において、発注者綱紀保持ハンドブック、発注者綱紀保持携帯用カードを所持していない新規採用職員等にそれらを配付し、意識の啓発を行った。

職員が自席においていつでも必要な知識を習得することができ、受講状況や正解率の

把握が容易であるeラーニングを6月に実施した。実施にあたっては、全職員が受講するようフォローアップを行い、ほぼ全職員の受講を達成した。

第3回目のコンプライアンスミーティングは、第2回目までの実施結果を参考に、本局各部・各事務所で職場で起きやすい事例をテーマとして設定し、職員が討議しやすい方法で実施した。

(4) 出前講習（討議方式）によるコンプライアンス意識の浸透

研修を受講する機会の少ない職員に、コンプライアンスについて考える機会を提供しコンプライアンス意識の浸透を図るため、討議方式を主体とする「コンプライアンス出前講習」を実施する。

適正業務管理官等による発注者綱紀保持に関する出前講習を12事務所(496名)、人事計画官等による服務・倫理等に関する出前講習を12事務所(274名)で実施した。

実施にあたっては、民間を含めた最近の不祥事事例の紹介や事業者等との応接方法の周知・徹底、情報管理を扱ったDVDの視聴等により意識の浸透を図った。



適正業務管理官による講習会風景

平成27年度 適正業務管理官等による講習会実績表

No.	開催日	事務所名・会議名	参加者数
1	H27. 9. 14	天竜川ダム統合管理事務所	11名
2	H27. 9. 30	矢作ダム管理所	7名
3	H27. 10. 13	富士砂防事務所	24名
4	H27. 10. 19	営繕部 等	46名
5	H27. 10. 20	静岡河川事務所	39名
6	H27. 10. 28	管内出張所長・建設監督官会議	164名
7	H27. 10. 30	高山国道事務所	41名
8	H27. 11. 4	中部技術事務所	20名
9	H27. 11. 10	飯田国道事務所	21名
10	H27. 11. 16	多治見砂防国道事務所	16名
11	H27. 11. 30	三河港湾事務所	9名
12	H27. 12. 16	清水港湾事務所	23名
13	H28. 1. 12	三重河川国道事務所	40名
14	H28. 1. 26	名古屋国道事務所	35名
参加者合計			496名

(5) 講習会（外部講師）によるコンプライアンスの理解促進

公正取引委員会等専門分野の外部講師を招聘し、本局幹部を含む職員を対象とした講習会並びに各県（ブロック）単位で実施する講習会として開催する取組を継続して実施する。

ブロック単位で行う講習会の開催にあたっては、課長、係長等の階層別を実施するなど、より効果的な方法・内容となるよう取り組む。

今年度よりブロック単位ではなく、各事務所に公正取引委員会中部事務局から講師を招き、「官製談合の防止について」の講習会を12事務所で実施し、どのような行為が入札談合等関与行為にあたるのか、過去に発生した官製談合の概要、入札談合に関与した場合にどのようなペナルティが科せられるのか等について、専門的な立場から講義を行っていた。272名が受講した。

受講後のアンケートでは、「入札談合等関与行為防止法」について、名称は知っていても内容をよく知らない職員も多数おり、また、幅広く専門的な知識を習得する良い機会となったとの感想が寄せられたことから、官製談合についての知識を習得する上で効果的であった。



公正取引委員会による講習会風景

平成27年度 公正取引委員会による講習会実績表

No.	開催日	事務所名(または会議名)	参加者数
1	H27. 6.15	沼津河川国道事務所	52名
2	H27. 6.18	三峰川総合開発工事事務所	11名
3	H27. 6.22	静岡国道事務所	48名
4	H27. 8.24	北勢国道事務所	24名
5	H27. 8.25	名四国道事務所	30名
6	H27. 9. 8	設楽ダム工事事務所	14名
7	H27.11. 5	名古屋港湾空港技術調査事務所	10名
8	H27.11.18	四日市港湾事務所	23名
9	H27.12. 7	越美山系砂防事務所	18名
10	H28. 1.27	豊橋河川事務所	23名
11	H28. 1.29	新丸山ダム工事事務所・丸山ダム管理所(共同開催)	19名
参加者 合計			272名

(6) コンプライアンスインストラクターの積極的な活用

計画研修や出前講習、ブロック別講習会等における講師として、コンプライアンスインストラクターを積極的に活用する取組を継続して実施する。

また、推進本部会議において、適宜、コンプライアンスインストラクターによる活動状況等の報告などを行う取組を実施する。

コンプライアンスインストラクターやコンプライアンス担当建設専門官を講師として、ブロック別で開催される事務系の課長会議や担当者会議において、コンプライアンスの重要性についての講義を実施した。

講義の前には、本局においてコンプライアンスインストラクター・建設専門官会議を開催し、講義のポイント及び進行手順等について説明を行い、意識の統一を図った。

また、その活動状況について、推進本部会議で報告を行った。

なお、平成27年12月に国土交通大学校で開催されたコンプライアンス指導者養成研修に3名の職員が受講、修了し、現在中部地方整備局内のインストラクターは、15名となった。

(7) コンプライアンス不祥事情報等の提供

コンプライアンスに関する不祥事事例等の情報を、適宜事務所等に提供するなど、コンプライアンス意識の保持を図る取組を継続して実施する。

発注者綱紀保持、公務員倫理、非違行為等に係る不祥事事例が発生した際、適宜「コンプライアンス情報」として本局各部・各事務所に対して発信を行い、平成27年度は8回発信した。

発信に当たっては、違法性の意識が希薄にならないよう、違反行為は何か、違反法令・懲戒処分等についても不祥事事例の概要と合わせて提供を行い、各事務所のコンプライアンス推進室長が職員へのコンプライアンス意識の啓発を行いやすいよう工夫を行った。

平成27年度 コンプライアンス不祥事情報等の提供一覧

No	提供日	提供内容	啓発のポイント
1	H27. 5.12	神戸市職員による入札情報漏えい(No.36) -市道かさ上げ工事(一般競争入札)で情報漏えい-	・適切な情報管理 ・事業者との応接ルール
2	H27. 6.30	近畿地方整備局職員による収賄(No.37) -利害関係者(建設会社勤務の元同僚)からの供応接待-	・適切な情報管理 ・事業者との応接ルール
3	H27. 9. 4	岡山市教育委員会による入札情報漏えい(No.38) -小学校の施設修繕(随意契約)で情報漏えい-	・適切な情報管理 ・事業者との応接ルール
4	H27. 9.24	国土交通省航空局職員による収賄(速報)	
5	H27.11.20	東大阪市による入札情報漏えい(No.39) -東大阪市発注の耐震補強工事(一般競争入札)をめぐる収賄- 国家公務員倫理法違反による懲戒処分事案概要	・適切な情報管理 ・公務員としての自覚 ・社会的責任
6	H27.12.18	京都府警職員による酒酔い運転(No.40) -自転車による酒酔い運転で書類送検-	・公務員としての自覚 ・改正道路交通法
7	H28. 1.14	千葉市職員による入札情報漏えい(No.41) -電気設備工事に関する業務委託(一般競争入札)で情報漏えい-	・適切な情報管理 ・不正のトライアングル
8	H28. 2.25	国土交通省航空局職員及び厚生労働省室長補佐による汚職事件で判決 (No.42)	・事件の背景・要因

(8) パソコン画面へのコンプライアンスメッセージの表示

職員のコンプライアンス意識の保持を図るため、全職員のパソコン画面にコンプライアンスメッセージを定期的に表示する。

パソコン起動時にコンプライアンスメッセージを自動表示させることにより、必ず職員が目に触れる機会を設け、コンプライアンスに対する意識付けを行うことを目的として、5月、12月にメッセージ表示を行った。

B. 検証（評価）

【自己評価】

計画研修、出前講習、公正取引委員会による講習会及びコンプライアンスインストラクターやコンプライアンス担当建設専門官による講習を計画的に実施することで職員が何らかの講習を受けられる環境を整備し、コンプライアンス意識の向上につなげることができた。実施にあたっては、コンプライアンス意識の醸成がより図られるようDVDの視聴、グループ討議等により職員自らが考える事を重視して実施した。

公正取引委員会による講習会は、職員が参加しやすいよう今年度から事務所単位で実施することとし、参加者の9割以上から知識の習得につながったと好評を得ており引き続き実施していく。

eラーニングについては、職員が自席でいつでも必要な知識の習得ができることから積極的に活用することとし、未受講者にはフォローアップを行うことでほぼ全職員の受講を達成することができた。

コンプライアンスミーティングについては、マンネリ化を防止し、職員相互間のより活発な意見交換できるよう階層別でのテーマ付与、実施方法の工夫を行い、職場内のコミュニケーション作りの場としても有効であった。

3. 意識の堅持に向けた取組

A. 取組の実施状況

(1) 公平かつ適正な事業者との応接

事業者等との応接にあたっては、公平かつ適正に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かない方法により行うものとし、原則として受付カウンター等オープンな場所である接客室で複数の職員により対応することについて、引き続き周知・徹底を図る。

事業者等との応接にあたっては、公平かつ適正に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かない方法により行うものとし、原則として受付カウンター等オープンな場所である接客室で複数の職員により対応することについて、計画研修・出前講習、コンプライアンスミーティング等で職員へ周知・徹底を図った。

(2) 本局幹部職員による事務所職員とのコミュニケーションの拡充

本局幹部職員の仕事所視察等において、仕事所等職員とのコミュニケーションの充実を図る取組を継続して実施する。

また、適正業務管理官とブロック単位による仕事所コンプライアンス推進室長等との会議を定期的で開催し、取組状況や取組に当たっての問題点・課題等の把握や意見交換を実施する。

本局幹部職員が仕事所視察等において、仕事所等職員とのコミュニケーションの充実を図る取組を継続して実施するとともに、適正業務管理官がブロック単位で開催された仕事所コンプライアンス推進室長等との会議において、各仕事所のコンプライアンス取組状況や取組に当たって仕事所が抱える問題・課題等の把握を行い、本局・仕事所が一体となって取組を推進する体制づくりを図った。

(3) 副所長室の相部屋化等

従前から実施してきた副所長室の相部屋化については、再発防止対策の趣旨に十分留意し、その取組を継続する。なお、予算措置の制約等から、直ちに実施することが困難な場合には、可視化を継続する。

副所長室の相部屋化については、これまでも実施してきたところであり、副所長室間のドア撤去も含めると、現在の相部屋化率は89%となっている。建物の構造上から副所長室間のドア撤去が不可能な仕事所もあるが、今後も相部屋化を推進していく。なお、部屋の出入り口をオープンにすることによる可視化については、全ての仕事所で実施済みである。

B. 検証（評価）

【自己評価】

近年の社会情勢の変化や諸課題に対応するため、事業者等を含む関係者との連携、協力体制が一層必要とされ、関係者との良好なコミュニケーションが求められていることから、様々な場面で国民の疑惑や不信を招かないよう、より一層コンプライアンスの推進が必要となる。組織だけでなく職員個人を守るためにも、事業者等との応接はオープンな場所である接客室で複数の職員により対応することが肝要であることから、事業者等との応接ルールについて、職員への周知・徹底を図った。

適正業務管理官と仕事所コンプライアンス推進室長等との会議において、職場のコンプライアンス意識の変化やマンネリ化を防止するためのコンプライアンスミーティングの実施方法等についての意見交換を行った。

副所長室の相部屋化等については、全ての仕事所で出入口をオープンにする等の可視化は実施されている。相部屋化については、予算的な制約や建物構造上の問題もあるが、今後も引き続き推進していく。

4. 入札契約手続きに係る分離体制の確保、情報管理の徹底

A. 取組の実施状況

(1) 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会と、その情報を知る者の数を限定し、これらの情報漏洩の防止を図る取組を引き続き実施する。

「技術審査・評価業務」を地域ブロック毎に集約し、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することで、双方の業務の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図る取組を引き続き実施した。

(2) 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの秘密情報の管理方法や管理責任者の指定等、発注事務に関する情報管理ルール周知・徹底を図る取組を継続して実施する。また、秘密情報が含まれる文書の保管に当たり、電子データとして保管する場合には、アクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図る等、情報管理の徹底に継続して取り組む。

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの秘密情報について、情報管理責任者や業務上取り扱う者の指定を引き続き行い、情報管理責任者の明確化と業務上取り扱う者の範囲を確定するとともに、情報の管理方法のルールについて計画研修・出前講習等で職員へ周知・徹底を図った。

また、秘密情報が含まれる文書の保管に当たり、電子データとして保管する場合には、アクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図る等情報管理の徹底に継続して取り組んだ。特にアクセス制限については、監査官室と連携し、対応が不十分な事務所に対しては、是正を図った。

(3) 入札契約手続きの徹底

中部地方整備局の事務所において発注する工事の一部について、不正が発生しにくい入札契約制度の施行を踏まえて実施している、次の入札契約手続きの見直しに引き続き取り組む。

- ①入札書と技術提案書を同時に提出させることで、技術評価点数漏洩の防止を図る取組
- ②予定価格の作成を入札書提出後にすることで、予定価格漏洩の防止を図る取組
- ③入札契約手続運営委員会等資料におけるマスキングに関しては、予定価格作成時期の後倒しや情報管理の徹底などを行ったうえで、真にマスキングが必要な案件にのみ実施することとする

中部地方整備局の事務所において発注する一般競争総合評価落札方式（施工能力評価型）で、予定価格が6千万円以上3億円未満の一般土木工事又は予定価格5千万円以上2億円未満の港湾土木工事について、高知県内の入札談合事案に関する調査報告書の再

発防止対策を踏まえ、上記入札契約手続きの見直しを平成26年度より本格実施した。全体としては、354件の工事で実施した。

B. 検証（評価）

【自己評価】

不正が発生しにくい入札契約手続きについては、事務所発注の一般競争総合評価落札方式（施工能力評価型）で、予定価格が6千万円以上3億円未満の一般土木工事又は予定価格5千万円以上2億円未満の港湾土木工事で、平成26年度から本格実施している。

また、事務所（管理所）における「技術審査・評価業務」を地域ブロック毎に集約し、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を継続した。

情報管理については、発注業務に限らずパスワード管理も含めた情報の適切な管理方法を計画研修、出前講習等で職員へ周知・徹底を図った。

5. 再発防止策実施状況の把握及び情報公開

A. 取組の実施状況

(1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

推進本部会議において、コンプライアンス推進責任者から取組状況に関する報告の聴取等を行うなど、推進本部によるモニタリングを継続して実施する。

また、コンプライアンスに関する取組についてホームページで公表し、透明性の確保を図る取組を継続して実施する。

平成27年度にコンプライアンス推進責任者（事務所長）の異動があった事務所を対象に、毎月開催する推進本部会議において、2～4事務所長から、コンプライアンス推進の具体的な取組状況等の報告を受け、平成28年3月までに17事務所の実施状況を把握し、取組が自律的に行われているか確認を行った。

中部地方整備局におけるコンプライアンスの取組については、前年度推進計画の実施状況等をコンプライアンス報告書として取りまとめ、中部地方整備局ホームページで公表し、透明性の確保を図った。



TV会議システムを利用したモニタリング風景

(2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとの年間を通じた応札状況の傾向等について、ホームページで公表する等の透明化・情報公開の強化を図る取組を継続して実施する。

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所（管理所）ごとの一般土木工事（C等級）又は港湾土木工事（B等級）における各月・各年度の平均落札率や受注者別の年間受注額及び受注割合を、中部地方整備局ホームページで公表し、透明化・情報公開の強化を図る取組を継続して実施した。

B. 検証（評価）

【自己評価】

推進本部におけるモニタリングでは、コンプライアンス推進責任者である事務所長からの報告により、事務所における推進計画に基づく自律的な取組状況等の確認ができた。

事務所独自の取組は、各事務所に情報提供を行い、積極的に取り入れるよう指示している。

応札状況の情報公開は、年間を通じた応札状況の傾向を中部地方整備局のホームページで公表することにより、職員の平均落札率などの推移に対する意識を高めるとともに、外部から閲覧されることにより入札談合の抑止効果も期待できるため、今後も注視していく。

6. 報告制度の周知・徹底

A. 取組の実施状況

（1）不当な働きかけに対する報告の徹底

事業者等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた場合、若しくは、職員が組織内の不正行為に気づいた場合には、直属の上司及び発注者綱紀保持担当者を通じて局長へ報告すること等について、職員に周知・徹底を図る取組を継続して実施する。

事業者等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた場合、又は、他の職員が事業者等から不当な働きかけと思料される行為を受けたこと知ったとき、若しくは、職員が組織内の不正行為に気づいた場合には、直属の上司及び発注者綱紀保持担当者を通じて局長へ報告すること等について、計画研修や出前講習で職員へ周知・徹底を図った。

（2）コンプライアンス外部報告窓口の周知・徹底

コンプライアンスに関する外部窓口について、窓口設置の趣旨が生かされるよう、職員に周知・徹底を図る取組を継続して実施する。

中部地方整備局発注者綱紀保持規程第13条に規定する「発注者綱紀保持担当弁護士」は平成19年9月1日から発注事務に関する外部報告の窓口を委嘱してきたところであるが、平成25年4月から「公務員倫理等に関する報告についての外部窓口」も合わせて委嘱し、コンプライアンス外部報告窓口として設置していることをイントラネットに掲載するとともに、職員へ周知・徹底を図った。

B. 検証（評価）

【自己評価】

不当な働きかけに対する報告については、イントラネット掲載や計画研修・出前講習、eラーニング等を通じて職員へ周知・徹底を図ってきた。引き続き周知・徹底を図っていく。

コンプライアンス外部報告窓口については、窓口が設置されていること、氏名等を伏せて報告ができることや、報告を行ったことによって不利益は生じないこと等を計画研修等で説明を行ってきた。外部報告窓口設置の趣旨が生かされるよう、職員へ周知・徹底を図る取組を継続して実施する。

7. ペナルティの強化

談合等不正行為があった場合の違約金の引き上げ（請負代金額の10%を15%に）対象を、談合の首謀者、あるいは一定期間内に繰り返し談合行為を行った業者に拡大して適用する取組を継続して実施する。

A. 取組の実施状況

談合等不正行為があった場合の違約金の引き上げ（請負代金額の10%を15%に）対象を、談合の首謀者、あるいは一定期間内に繰り返し談合行為を行った業者に拡大して適用する取組を実施した。

B. 検証（評価）

【自己評価】

談合業者のうち首謀者、あるいは一定期間内に繰り返し談合行為を行った事業者に対する違約金を引き上げる旨の内容を契約書に記載する取組については、業者における入札談合抑止効果の一端を担う観点から有効であることから、引き続き実施する。

8. 再発防止対策の周知

建設業界に対して、再発防止対策の趣旨・内容等及び推進計画に基づく整備局の取組を色々な機会を通じて説明・周知し、理解を求める取組を継続して実施する。

A. 取組の実施状況

中部地方整備局の取組をホームページで公表し、事業者に対して理解を求める取組を継続して実施している。また、事業者団体との意見交換会など様々な機会を通じ、再発防止対策の趣旨や内容等及び推進計画に基づく中部地方整備局の取組について、本局及び各事務所の幹部職員が説明・周知する取組を実施し、理解を求めた。

その他の取組として、庁舎受付や執務室入口等に入室ルールを掲示し、来訪者に対して協力依頼行う取組を継続して実施している。

平成 27 年度 事業者団体への説明状況

【実施状況】

1. 対象団体

- ①工 事 関 係：各県建設業協会、（一社）日本埋立浚渫協会 等
- ②コンサルタント関係：（一社）建設コンサルタント協会 等

2. 実施状況

定期総会、意見交換会等で説明

平成 2 7 年度 事業者団体等への説明

実施月	回 数	相 手 方
4 月	1 回	（一社）日本埋立浚渫協会中部支部
5 月	8 回	（一社）静岡県土木施工管理技士会 等
6 月	1 2 回	（一社）飛騨三協防災対策協議会 等
7 月	6 回	（一社）港湾技術コンサルタンツ協会 等
8 月	1 回	（一社）三重県測量設計協会
9 月	3 回	日本港湾空港建設協会静岡県支部 等
1 0 月	5 回	中部建友会第一連絡会 等
1 1 月	5 回	港建会 等
1 2 月	6 回	中部建設青年会議長野県南部支部 等
1 月	1 回	（一社）日本建設業連合会中部支部
2 月	5 回	東海四県土木施工管理技士会長 等
3 月	3 回	（一社）日本潜水協会名古屋支部 等
合計	5 6 回	

B. 検証（評価）

【自己評価】

事業者団体の定期総会や意見交換会等の様々な機会を通じて、本局幹部職員や事務所長等から再発防止対策の内容等及び推進計画に基づく中部地方整備局の取組を説明・周知することにより、事業者団体の理解は高くなっていると感じられる。引き続き説明・周知を行い、再発防止対策の実行性を高めていく。

9. 監査機能の充実

推進計画の取組状況及び入札契約関係文書の管理等を重点監査事項とした内部監査を継続して実施する。

監査結果については、内容を十分精査のうえ、コンプライアンス推進の取組等へ適切に反映する。

A. 取組の実施状況

平成 27 年度監査計画に基づき、平成 27 年 12 月までに 13 事務所を対象に、平成 27 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画に基づくコンプライアンス推進室の活動状

況、コンプライアンスミーティングなどの取組状況及び入札手続きにおける情報管理を徹底するための情報管理責任者・業務上取り扱う者の指定及び指定簿の整備状況、アクセス制限フォルダの作成及びパスワード設定状況等について内部監査を実施した。

また、コンプライアンスに関する事務所幹部職員（所長、副所長）へのヒアリングも実施した。

B. 検証（評価）

【自己評価】

年度当初に策定した監査計画に基づいて、13事務所におけるコンプライアンス推進計画の取組状況や入札契約手続運営委員会の開催状況、情報管理の徹底に係る取組等について内部監査を実施し、効果的・効率的かつ自律的な取組等や適正な業務執行が行われているかについて確認した。一部の事務所において、アクセス制限フォルダが未整備であったため、指摘事項として取り上げ、即時に改善された。

また、事務所幹部職員へのヒアリングでは、幹部職員のコンプライアンスに関する認識は高く、部下職員へのコンプライアンスの徹底に真摯に取り組んでいる姿勢が確認できた。

10. コンプライアンス推進体制

中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進・保持を効果的・効率的かつ自律的に推進するため、局長を本部長とする中部地方整備局コンプライアンス推進本部及び推進本部決定により、本局及び事務所（管理所）に設置したコンプライアンス推進室によるコンプライアンス推進体制を継続する。

適正業務管理官は、コンプライアンス推進の実務的な総括責任者として、本局各部・各事務所に対する指導や関係機関との対外的な調整等を行う。また、各ブロック（長野を除く）に置く建設専門官は、事務所毎、又はブロック単位で行うコンプライアンスの啓発・指導等に当たる。

また、外部有識者で構成される中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会において、推進計画等の改善に向けた意見・提言を伺いながら、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化に取り組む。

A. 取組の実施状況

中部地方整備局では、平成24年に発覚した高知県内における入札談合事案を受け、中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図るため、平成24年11月16日に中部地方整備局コンプライアンス推進本部規則を制定し、同年11月20日付けで、中部地方整備局長を本部長とする「中部地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置し、また、年度毎に作成・決定する推進計画に、外部からの意見等を反映させるため、平成24年11月16日に「中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会」を設置した。

さらに、推進本部の決定により、推進本部の活動を補佐し、推進計画を効果的・効率

的に推進するために、平成 24 年 11 月 20 日付けで「中部地方整備局コンプライアンス推進室」（以下「推進室」という。）を設置した。

推進本部は、以下のとおり毎月推進本部会議を開催し、推進室からの報告等により推進計画の実施状況を把握し、中部地方整備局におけるコンプライアンス推進の強化を図ってきた。

平成 27 年度 コンプライアンス推進本部会議

開催日	会議名	議事内容
H27. 4.28	第 31 回 推進本部会議	活動状況報告(3月～4月)及び今後の取組計画について
H27. 5.26	第 32 回 推進本部会議	活動状況報告(4月～5月)及び今後の取組計画について
H27. 6.30	第 33 回 推進本部会議	活動状況報告(5月～6月)及び今後の取組計画について
H27. 7.28	第 34 回 推進本部会議	活動状況報告(6月～7月)及び今後の取組計画について
H27. 8.25	第 35 回 推進本部会議	活動状況報告(7月～8月)及び今後の取組計画について
H27. 9.29	第 36 回 推進本部会議	活動状況報告(8月～9月)及び今後の取組計画について
H27.10.27	第 37 回 推進本部会議	活動状況報告(9月～10月)及び今後の取組計画について ----- コンプライアンス推進本部によるモニタリング (北勢国道(事)、三峰川総合開発工事(事))
H27.11.24	第 38 回 推進本部会議	活動状況報告(10月～11月)及び今後の取組計画について ----- コンプライアンス推進本部によるモニタリング (沼津河川国道(事)、静岡国道(事)、静岡営繕(事))
H27.12.22	第 39 回 推進本部会議	活動状況報告(11月～12月)及び今後の取組計画について ----- コンプライアンス推進本部によるモニタリング (越美山系砂防(事)、中部技術(事)、天竜川ダム統合管理(事)、名古屋港湾空港技術調査(事))
H28. 1.26	第 40 回 推進本部会議	活動状況報告(12月～1月)及び今後の取組計画について ----- コンプライアンス推進本部によるモニタリング (静岡河川(事)、豊橋河川(事)、名四国道(事)、四日市港湾(事))
H28. 2.23	第 41 回 推進本部会議	活動状況報告(1月～2月)及び今後の取組計画について 平成 28 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画(案)について
H28. 3.22	第 42 回 推進本部会議	活動状況報告(2月～3月)及び今後の取組計画について ----- コンプライアンス推進本部によるモニタリング (庄内川河川(事)、高山国道(事)、岐阜国道(事)、三重河川国道(事)) ----- 平成 28 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画について ----- 平成 27 年度中部地方整備局コンプライアンス実施状況報告について

中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会（以下「委員会」という。）は、1回開催された。

- 委員長：熊田 均 弁護士
 委員長代理：和田 肇 名古屋大学大学院 教授
 委員：井上 純 中日新聞社 論説委員
 //：上田 圭祐 公認会計士
 //：柴田 義朗 弁護士（平成27年度末現在、委員は五十音順、敬称略）

○第6回委員会（H28.3.7 15:00～17:00）

出席委員：熊田委員長、和田委員長代理、井上委員、上田委員、柴田委員
 議事：平成27年度中部地方整備局コンプライアンス報告書（案）について
 平成28年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画（案）について

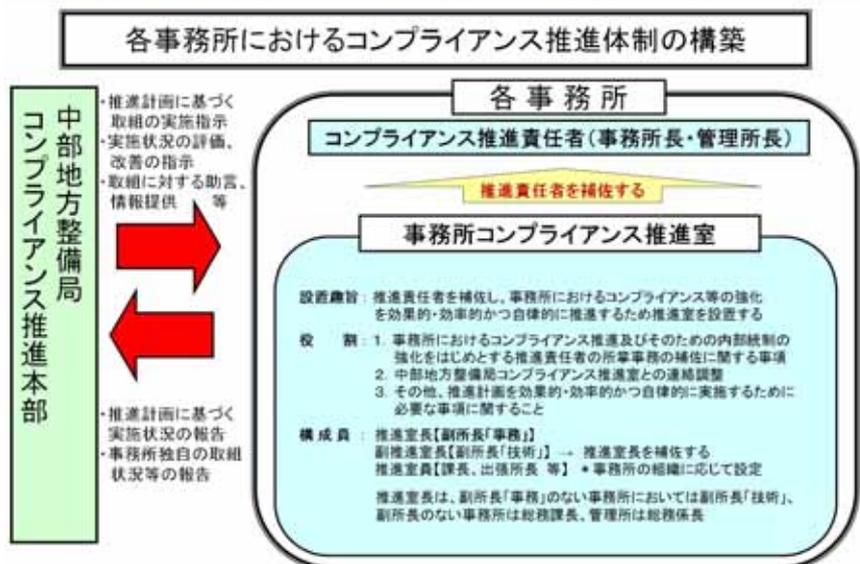
事務所（管理所）におけるコンプライアンス等の強化を効果的・効率的かつ自律的に推進するためコンプライアンス推進室（管内全36事務所）を設置し、コンプライアンス意識の徹底、意識改革に向けた取組などの各種取組を継続して進めた。

適正業務管理官は、コンプライアンスの強化を実務的に推進する総括責任者として、年度当初にコンプライアンス・ミーティング担当者（各事務所の事務副所長等及び本局各部筆頭課長補佐）に対して、今年度の推進計画の内容やポイント等について助言・指導を行った。また、出前講習の講師として各事務所に赴き、職員に対する講習を実施し、職場におけるコンプライアンス意識の浸透を図るとともに事務所コンプライアンス推進室長等との意見交換を行い、問題・課題等を把握して今後の推進の取組に反映した。

各ブロック（長野を除く）に置く建設専門官は、ブロックで開催される会議において、講義を行うなど、ブロック単位でのコンプライアンスの啓発・指導にあたり、所属事務所の推進室長等を補佐し、所属事務所での積極的な推進の取組に寄与した。

各ブロック（長野を除く）に置く建設専門官は、ブロックで開催される会議において、講義を行うなど、ブロック単位でのコンプライアンスの啓発・指導にあたり、所属事務所の推進室長等を補佐し、所属事務所での積極的な推進の取組に寄与した。

中部地方整備局コンプライアンス推進体制の強化



B. 検証（評価）

【自己評価】

コンプライアンス推進本部会議を毎月開催し、本部長から各事務所に対しコンプライアンスの推進について指示を行い、内部統制の強化を図ることができた。

また、各事務所のコンプライアンス推進責任者から取組状況等の報告をさせることで、事務所間の情報共有を図ることができた。

各事務所のコンプライアンス推進室は、コンプライアンスミーティングのテーマ決定や事務所独自の取組等、事務所におけるコンプライアンス等の強化を効果的・効率的かつ自律的に推進するうえで機能した。

適正業務管理官は、本局各部・各事務所のコンプライアンスミーティング担当者を指導するとともに、公正取引委員会や他の地方整備局の適正業務管理官とも意見交換を行い、コンプライアンス推進の中心的な役割を果たした。

まとめ

平成 27 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画は、平成 25 年 3 月 14 日付けの「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」で取りまとめられた再発防止対策を踏まえて、平成 27 年 3 月 24 日付けで策定したものである。

平成 25 年度から実施しているコンプライアンス推進の取組により法令遵守に対する職員のコンプライアンス意識は向上し、定着してきていることから、平成 27 年度推進計画では、その意識を高いレベルで維持することを重点とし、「コンプライアンス意識の醸成に関する取組」「コンプライアンス意識の堅持に向けた取組」を中心に、「談合が発生しにくい入札契約手続きの導入に関する取組」「再発防止対策の実施状況の把握及び情報公開の強化に関する取組」「建設業界に対する推進計画の周知に関する取組」等を定めた。

実施にあたっては、外部講師による官製談合防止の講習会、コンプライアンスミーティングでの職場の実態に即したテーマの提供及び階層別グループ討議、違法性が希薄にならないよう不祥事事例を活用した取組等を行い、コンプライアンス意識の醸成、堅持を図り、本推進計画に記載した取組は概ね達成することができた。

しかし、コンプライアンスの意識を堅持していくためには、基本法令等の正しい理解や、違法性等について、今後も繰り返して講習を行うとともに、マンネリ化を防止するための知恵や工夫を凝らして、職員一人ひとりがコンプライアンスを自分自身のこととして捉え行動できるようになることが必要である。

このため、推進計画における取組状況等の確認を行い、自己評価したうえで、外部有識者からなるコンプライアンス・アドバイザー委員会からの提言等を踏まえて、平成 28 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画を策定したところである。

平成 28 年度においても、中部地方整備局は新たな推進計画の下、組織一丸となって引き続きコンプライアンスを徹底し、国土交通省に対する社会的要請に応え、社会的責任を果たすべく取組を強力に推し進めていくこととする。